平成２６年（フ）第１２２号
滋賀県東近江市東沖野１丁目３番２号　ｃｈｅｚ―ｓｏｉ　ＴＡＴＳＵＭＩ―Ⅱ番館201号室、前住所滋賀県甲賀市水口町山3459番地40
債務者　山本貴世美
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１２３号
滋賀県彦根市西今町1249番地24
債務者　槇森かおり
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第６４２号
神戸市北区菖蒲が丘３丁目14番地の１　304号
債務者　山田　哲也
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４３号
兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目36番１―502号
債務者　小鹿こと福田こと　望月　祥子
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４７号
鳥取県境港市外江町1743番地１　コーポレガートＦ号室
債務者　松浦智恵美
1　決定年月日時　平成26年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第４５号
広島県三原市沼田東町釜山1387番地
債務者　多田良俊則
1　決定年月日時　平成26年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第５０号
大分県中津市三光西秣462番地
債務者　藤本シヅカ
1　決定年月日時　平成26年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第４６１号
熊本市東区保田窪５丁目10番55号、前住所熊本市南区御幸笛田７丁目12番20―203号　下村ハイツ
債務者　杉本　典隆
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１２１４号
愛知県豊明市二村台３丁目１番地１　豊明団地53棟509号室
債務者　桑田　英城
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３５１号
名古屋市守山区瀬古東３丁目408番地　ハピネス瀬古東
債務者　加藤由美子
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６号
大分県佐伯市中ノ島東町３番５―７号Ｒ’セレストⅡ101
債務者　橋迫　雪見
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２６年（フ）第１１９８号
名古屋市昭和区広路本町３丁目８番地　ＢＯＮＮＹ　ＨＩＲＯＺＩ302号、従前の住所愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字狐坂12番地６バンベール和合弐番館402号
債務者　小栗由紀夫
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４０３号
愛知県東海市名和町緑陽台１番地　Ｃ1202、従前の住所愛知県大府市一屋町４丁目66番地サンコーポラス共和１棟105号
債務者　白倉　隆史
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９３５５号
東京都板橋区大山町35―２―303
債務者　濱畑　猛夫
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３８８号
東京都国立市富士見台１丁目15―７―402
債務者　武川　智美
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４０９号
東京都豊島区南大塚２丁目36―２―412
債務者　藤盛　　勝
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部